

2023年6月5日

被保険者・被扶養者各位

川崎汽船健康保険組合

マイナンバーカードの健康保険証利用について

本年4月以降より多くの医療機関・薬局でマイナンバーカードでの受診(マイナ受付=健康保険資格のオンライン資格確認)が可能となっております。

註) マイナンバーカードリーダー等の導入が義務付けられておりますが、全ての医療機関等において対応済である確認はなされておりません。よって、現時点では、事前に受診機関と確認するか、マイナンバーカードと健康保険証の双方を持参することをお奨めします。

今後、来年(令和6年)秋を目途にマイナンバーカードと健康保険証の一体化(=健康保険証の廃止)を目指すことが国会にて承認されております。

これを踏まえて、健康保険組合連合会より添付リーフレットが公表されておりますので、ご案内致します。

尚、当該リーフレットにおいては、マイナンバーカードリーダー利用による受診の各種メリットが記されておりますが、これらを楽しむには以下の条件全てが前提となりますことご留意願います。

- ① マイナンバーカード取得 (by 本人)
- ② 取得したマイナンバーカードに対して保険証利用申し込み (by 本人)
- ③ マイナンバー(個人番号)の健康保険組合への連絡 (by 本人・事業所)
- ④ 健康保険登録情報とマイナンバー登録5情報(漢字氏名・カナ氏名・生年月日・性別・住所)との一致
(健保登録申請時:by 事業所・本人 / 中間サーバー突合時:by 健保組合)
- ⑤ 受診医療機関等におけるマイナンバーカードリーダー設置等マイナ受付体制の整備 (by 医療機関)

また、以下に記すマイナンバーカードと健康保険証のリンク(紐付け)の仕組みより、起こり得る問題にご理解願います。

【マイナンバーカードと健康保険証のリンク(紐付け)の仕組み】

- 健保組合では、本人・事業所からの申請に基づいて各自の情報を登録しており、これが政府の中間サーバーを介してマイナンバー登録情報と突合(マッチング)され、保険証へのリンク(紐付け)が確認される。
- 健保登録情報/マイナ登録情報双方において、5情報(前述)が完全一致していない場合は、不一致として健康保険証ともリンクが認められず、マイナンバーカードの保険証利用が不可となる。

【起こり得る問題】

◇ 他人の個人番号（マイナンバーカード）と紐付け（リンク）されてしまう

（確率的には極めて低い）個人番号以外のその他 4 情報が一致する他人が存在する場合、誤ってその他 4 情報が一致する他人の個人番号が健保組合にて登録された場合、当該他人の健康保険証情報が紐付けられてしまう。

（例）

A 氏個人番号[123～] / B 氏個人番号[456～] : その他 4 情報は一致 する場合

A 氏が誤って B 氏の個人番号を健保組合に申請、或いは健保組合が誤って B 氏の個人番号を登録してしまった場合 ⇒ 中間サーバー突合結果として、不一致（＝紐付け不可）との認識はなされず、A 氏の健康保険証情報が B 氏のマイナンバーカードと紐付けられる。

◇ マイナンバーカードと健康保険証が紐付け（リンク）されない（健康保険証として利用できない）

中間サーバー上の突合結果として、情報不一致の場合は、不一致項目・箇所が示されるのみで、不一致部分に対する正しい情報（＝マイナンバー登録情報）は提示されず、一致する情報が登録されない限りは、紐付け（リンク）されない。また、健保組合に拠る修正（健保情報をマイナ情報に合わせる）に際しては、推測による判断は物理的に可能なるも、当局により 5 情報の完全一致確認の厳格化が指示されており、本人確認が求められる為、時間・手間を要する 경우가多々ある。

（例）

姓名につき、マイナ登録：高橋（旧字） ⇔ 健保（保険証）登録：高橋（現代字） ⇒⇒⇒ 不一致＝リンク不可
健保組合においては、その他 4 情報の一致が確認される為、リンク可能との推測判断・手続きを進めること可能なるも、5 情報の完全一致確認の厳格化が当局により指示されており、本人による確認及び認証（マイカード copy 等）の提示が求められ、時間と手間を要す。また、マイナ登録情報と健保申請情報の違いについては、本人でも認識していない場合が多々ある。

☆ マイナンバーカードの保険証利用を行う前にご確認頂きたいこと

健保組合への情報提供（申請）及び健保組合における情報登録に際しては、マニュアル作業であり人為的誤りを完全に排除することは不可能です。従って、前述の起こり得る問題を回避する為には、**被保険者（本人）・被扶養者（家族）の正しい情報の提供**をお願いすると同時に、**マイナポータルにて、ご自身の健康保険証情報が正しくマイナンバーカードに紐付けされている状況（「最新の健康保険証情報の確認」）**をご自身でご確認頂きたく、お願い申し上げます。

（註）2022 年 3 月 31 日以前発行の保険証をお持ちの方 : 保険証には 2 桁の枝番が記載されていません。

◇被保険者（本人）⇒【00】 ◇被扶養者（家族）⇒ 当健保へご照会願います

紐付けされていない、或いは正しく紐付けされていない場合は、直ちに当健保(all@kenpo.jp.kline.com / 03-3595-6082)までご連絡願います。

以 上

医療機関等の受診には マイナンバー カード!

顔認証つきカードリーダー等の医療機関・薬局への導入が
原則義務化されました。医療機関等への受診は、
ぜひマイナンバーカードをご利用ください。



初めての病院でも、特定健診情報や
診療・薬剤情報が**医師と共有**できる



マイナポータルで医療費通知情報を入
手でき、**医療費控除が簡単に**

令和5年4月から

より多くの医療機関等で
マイナンバーカードでの受診が可能に

このステッカーを貼っている
医療機関・薬局で利用可能です!



厚生労働省
ホームページ

令和6年秋から

健康保険証が廃止となり、
マイナンバーカードでの受診が基本に



マイナンバーカードで受診するメリット

安心 よりよい医療が受けられる!

- 特定健診や診療の情報を医師と共有でき、重複検査のリスクが少なくなります。
※本人が同意した場合のみ。
- 薬の情報も医師・薬剤師と共有でき、重複投薬や禁忌薬剤投与のリスクも減少。
※本人が同意した場合のみ。
- 旅行先や災害時でも、薬の情報等が連携されます。

便利 各種手続きも便利・簡単に!

- マイナポータルで医療費通知情報を入力でき医療費控除の確定申告が簡単。
- 医療費が高額な場合に申請する「限度額適用認定証」が省略できます。
- 就職や転職後の保険証の切り替え・更新が不要。
※新しい保険者によるマイナンバーの資格登録が必要です。
- 高齢受給者証の持参もなくなります。

令和5年4月～12月の特例

医療費の加算

	初診	再診	調剤
マイナンバーカード利用	20円	0円	10円
従来の保険証利用	60円	20円	40円

※患者負担は上記金額の2割または3割。加算があるのは同一医療機関において月に1回、調剤は6ヵ月に1回。

マイナンバーカードでの医療機関・薬局の受付方法



マイナンバーカードは毎回受診時に持参して受付します!

あっという間に受付完了!



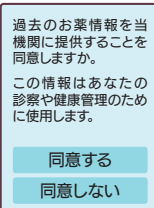
カードを預けないから安心



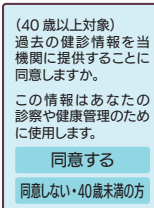
▲顔認証



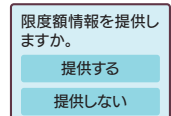
▲暗証番号確認



▲薬剤情報



▲特定健診情報



▲限度額情報

- 1 顔認証つきカードリーダーにマイナンバーカードを置く。
- 2 カードリーダーのカメラで顔認証または暗証番号を入力して、本人確認。
- 3 「薬剤情報の閲覧」「特定健診情報の閲覧」の同意確認。
- 4 「限度額情報の閲覧」の同意確認。

マイナンバーカードで受診するための準備

1 マイナンバーカードがない方はマイナンバーカードを取得

申請

※以下から選択

1



スマホから



パソコンから

オンライン申請

2



証明写真機から

3



郵送

受け取り

- 1 ハガキが届く
- 2 受け取りに行く



詳しくはこちら



マイナンバーカード総合サイト

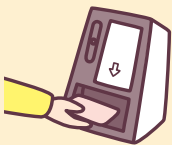
2

2 マイナンバーカードがある方は保険証利用の申込み

マイナンバーカードを保険証として利用するには、申込みが必要です。 ※以下から選択

医療機関で

- ☑ 医療機関・薬局の顔認証つきカードリーダーから申し込めます



スマホから

- ☑ 下記3つを準備 **マイナポータル**
- ① マイナンバーカード
- ② マイナンバーカード読取対応のスマホ
- ③ アプリ「マイナポータル」のインストール

- STEP1 「マイナポータル」を起動する。
- STEP2 「申し込む」をタップする。
- STEP3 利用規約等に同意する。
- STEP4 マイナンバーカードを読み取る。



iPhone

Android



ここをタップ!

セブン銀行ATMで

- ☑ 必要なものはマイナンバーカードのみ!

ATM画面

マイナンバーカードでの手続き

健康保険証利用の申込み



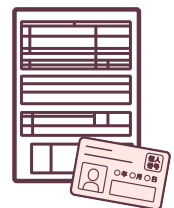
従業員の皆さまへのお願い

事業主からマイナンバーを求められた方は事業主に提出を

健康保険法施行規則により、事業主が資格取得の届出を行うために必要があるときは、被保険者に対し、マイナンバーの提出を求め、または記載事項に係る事実を確認することができるものと規定されております。従業員の皆さまは、事業主からマイナンバーの提出を求められた場合には、すみやかにこれに応じてください。

また、マイナンバーが不明であるなど提出できない場合は、届出には、住民票の漢字氏名、カナ氏名、生年月日、性別、住所が必要です。いずれも、事業主へ提出できない場合には、健保組合において加入者登録ができないため、医療機関の窓口でオンライン資格確認ができない場合があります。

※任意継続被保険者の方は、健保組合へ直接届け出てください。



マイナンバーカードの健康保険証利用について

厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_08277.html



マイナンバーカードのメリットと安全性

デジタル庁

<https://www.digital.go.jp/policies/mynumber/pros-and-safety/>

